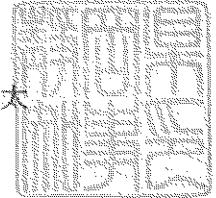


環水第 105 号
令和 5 年 6 月 2 日

静岡県環境審議会会長 様

静岡県知事 川勝 平太



流域水循環計画の策定について（諮問）

静岡県水循環保全条例第 15 条第 3 項の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

流域水循環計画の策定に当たっての基本的な考え方

流域水循環計画の策定について

(環境局水資源課)

1 諮問事項

流域水循環計画の策定に当たっての基本的な考え方

2 諮問理由

県は、記録的な猛暑や集中豪雨等の異常気象等に伴う水循環の変化に的確に対応するとともに、開発行為等による水環境への影響を懸念する県民の不安を払拭するため、流域における健全な水循環の保全に関する施策の効果的な推進を図ることを目的に流域水循環計画を定める。静岡県水循環保全条例（以下、「条例」という。）第15条第3項では、「知事は、流域水循環計画を定めようとするときは、あらかじめ、環境審議会の意見を聴かなければならない」と規定している。今後、流域ごとに流域水循環計画を策定するに当たり、計画の構成、策定流域の設定等の流域水循環計画策定の基本的な考え方について、審議会の意見を聴くものである。

3 審議事項

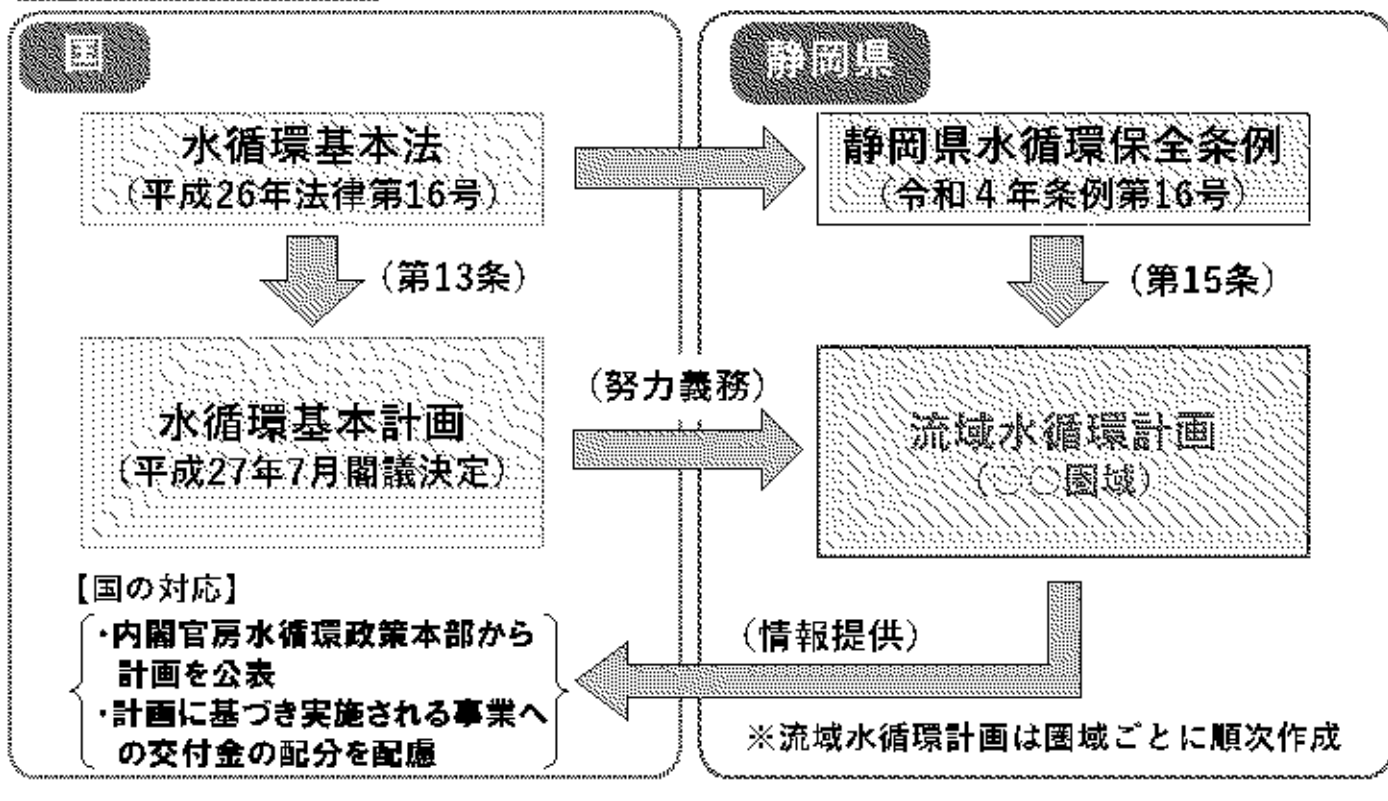
以下の項目の流域水循環計画の策定に当たっての基本的な考え方について、審議する。

- ・ 計画の構成
- ・ 策定流域の設定
- ・ 計画の策定順 等

参考 日程

時 期	内 容
令和5年6月	第1回環境審議会（諮問）
8月	第1回水循環保全部会
11月	第2回水循環保全部会
令和6年1月	第3回水循環保全部会
〃	第3回環境審議会（答申）
2月以降	流域水循環計画策定着手

計画の位置付け



流域水循環計画の策定目的

「流域マネジメントの更なる展開と質の向上」

○流域マネジメントとは

森林、河川、農地、都市、湖沼、沿岸域、地下水盆等において、健全な水循環を保全するため、流域において関係する行政等の様々な主体が連携して活動すること。

流域水循環計画の策定効果

- ・水循環に関する施策の目的、効果、課題等を様々な主体が理解、共有することによる一体感の創出
- ・流域における様々な主体が一体となり連携して推進する必要がある課題への解決策の効率的な実施
- ・産業や文化の発展に重要な役割を果たしてきた健全な水循環を維持、保全することによる経済活性化・地域振興

本県の計画の構成(案)

1 現状と課題

・ 県全域や各流域における現状と課題を記載する

2 理念や将来目指すべき姿

・ 流域ごとの理念に基づき、将来目指すべき姿を定める

3 健全な水循環の維持又は回復に関する目標

・ 条例第9条から第14条までの各施策に基づき、水循環の維持・回復に関する地域の目標を立案し記載する

4 目標を達成するために実施する施策

・ 上記目標を達成するため、現在実施中又は今後実施すべき施策を記載する

5 健全な水循環の状態や計画の進捗状況を表す指標

・ 水循環の健全性を指標を使って定量的、定性的に評価する
 ・ 計画の進捗状況を指標を使って評価し、水循環に関する取組の向上を図る

現状と課題

・ 県全域や各流域における現状と課題を記載する

○現状と課題の例

現状	課題
河川から排出された流草木による漁業被害増加	流沈木等除去事業等の活用による水産資源の保護
森林の荒廃による水源涵養機能の低下	治山事業等による水源涵養機能発揮 森林の大切さや森づくり等に対する県民理解の促進
降雨量の減少	取水制限等の水利調整